別紙様式第11号（第120条第６号及び第141条第１項関係）（平18内府農水令７・全改、令元内府農水令２・一部改正）

（日本産業規格Ａ４）

財産に関する調書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

主たる事務所
の所在地
名　　称
氏　　名

	価　　額	摘　　要
資　　産 現金・預金 有価証券 未収入金 貸付金 土地 建物 備品 権利 貸倒引当金 その他 計(A)	△	
負　　債 借入金 未払金 前受金 その他 計(B)		
(A)－(B)		

（記載上の注意）

１　この調書は、許可申請者が個人である場合にのみ、記入すること。

２　単位は、千円とすること。当該単位未満は切り捨てること。

３　資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあっては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。

４　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、

上記３にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。

5　土地及び建物の価額については、上記３にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。）の土地又は建物にあっては、次により算出した額を土地、建物及び借入金の価額として記載すること。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{取得時の自己資金}}{\text{取得時の借入金＋取得時の自己資金}}$$

$$\times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}} + \text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額}$$

$$\times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

「借入金」の価額＝

$$\text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

6　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。

7　「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。